

北区都市計画マスタープラン2020（案） パブリックコメント実施結果

1. パブリックコメントの概要

- 意見募集期間：令和元年12月10日（火）～令和2年1月15日（水）
- 意見提出者：72名
（内訳）ホームページ：15名、ファックス：53名、持参：1名
持参及び郵送：1名、郵送：2名
- 意見総数：94件
※類似の意見はまとめています。
- 周知方法：北区ニュース、北区ホームページ、町会自治会回覧・掲示板
- 閲覧場所：北区ホームページ、都市計画課、区政資料室、各地域振興室、各区立図書館

2. 提出された意見の概要とそれに対する区の考え方は以下のとおりです。

意見の概要		区の考え方
○共通		
文章表現	1. 誤字があると印象がよくないので、策定前に確認したほうがよい。	・誤字等が無いよう、再確認を重ね精査してまいります。
	2. 抽象的な文言が多くわかりにくい。抽象的な表現で結論すべきでない。	・本計画は、都市づくり、まちづくりに関する基本的な方針を定めるもので、この方針に基づいた個別具体的な都市計画やまちづくりを展開していく中で、各事業の具体的内容を明らかにするものと考えております。また、読み手に分かりやすい表現となるよう、引き続き文章の推敲に努めてまいります。
	3. 外国語の日本語の表現は留意が必要であり、発音表現を正確に示すべき。	・本計画は、幅広く、区民・事業者等の理解と連携が必要と考えておりますので、正確な発音表現など、より伝わりやすい表現となるように努めてまいります。
高齢化への対応	4. 超少子高齢化社会であることに基づいた都市計画マスタープランとすべき。	・少子高齢化社会については、「近年の社会動向」の「超高齢化・人口減少時代の到来」において、本計画をとりまとめる上での前提条件として取り上げています。
SDGs	5. SDGsの視点が欠落している。	・SDGsについては、「近年の社会動向」の「持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みの推進」において、本計画をとりまとめる上での前提条件として取り上げています。
まちづくりの考え方	6. 改造型のまちづくりでなく、修復型のまちづくりに限定すべき。	・地域の課題解決や実情に応じて、改造型や修復型等のまちづくり手法を選定するものと考えております。
	7. これまでの住民意見についても改めて検討すべき。以前のまちづくりブロック構想の方がまっとうであり立ち返るべき。	・昭和61年策定の「北区都市整備構想」や各地区の「まちづくりブロック構想」は、「北区都市計画マスタープラン2000」の策定により、再編・見直しを行ってまいりました。これは、少子高齢社会の進行や地球環境への配慮、福祉に配慮したまちづくり、阪神・淡路大震災を契機とする災害に対する備え、さらには地方分権の推進な

意見の概要		区の考え方
		ど、新たな社会情勢の変化に対応してきたものと考えております。本計画においても、これまでのマスタープランを参考に、関連計画との整合等を図りながら、まちの将来像実現に向けた、望ましいまちづくりを推進してまいります。
○1章 北区を取り巻く状況		
北区の現況	8. 土地利用状況調査結果が古い	・土地利用現況調査は5年ごとに行っており、北区における土地及び建物の現況データを基に、現在の市街地状況や前回からの変化を把握し、今後の都市計画に関する基礎的な資料として大変参考になる調査です。2017年が最新データとなりますが、2012年からの変化を捉え今後の土地利用の傾向を把握しております。
都市づくりを取り巻く社会情勢	9. 近年の社会動向にある、「～災害リスクへの管理や災害対応力の強化が重要になっています」は日本語の表現として違和感がある。	・ご指摘を踏まえて表現を調整します。
○2章 都市づくりのビジョン		
コラム	10. 38頁「湘南新宿線」は「湘南新宿ライン」に修正したほうがよい。	・ご指摘を踏まえて表現を修正します。
○3章 土地利用の基本方針		
拠点育成の基本方針	11. 44頁「協議大会」は「競技大会」に修正したほうがよい。	・ご指摘を踏まえて表現を修正します。
土地利用誘導の基本方針	12. 歴史と文化を大切に、北区ならではの都市計画を進めて。他と同じつまらない再開発はやめるべき。	・再開発に限らず、歴史や文化などの地域資源を活かしたまちづくりは、北区の魅力を高め、次世代に継承し、発展させていくことが重要と考えており、北区に愛着を持ち、住み続けたい、住んでみたいと感じていただくことに繋がるものと考えます。本計画においては「交流を育む魅力」や「地区別のまちづくり方針」として位置付けており、関係部署と連携し取組んでまいります。
	13. 超高層建築物は土地の高度利用でなく、土地の濫用である。	・土地利用の基本方針では、目指すべき都市像の形成に向けて、拠点育成と土地利用誘導の観点から、土地の高度利用に関しては、各地域の特性に応じて適切な規制や誘導を推進すること、超高層建築物は道路や広場等の市街地環境の向上に資する計画に誘導すること、としています。一方、高層マンションでは、住環境や維持管理面、コミュニティ形成等についての特有の社会問題として指摘されていると認識しておりますが、現段階においては国、東京都の動向に注視し、調査研究に努めてまいります。
	14. マンションにおける高齢者の孤立や孤独死が生じやすくなる、バリアであるビル風が発生する、低炭素化に逆行するなど高層建築物には問題が多く、またマンションなどでは区分所有となるため建替えが困難であり将来的に負の遺産となることから高層建築物を制限すべき。	

意見の概要		区の方考え方
	15. 用途地域に関係なく、住居が立地していることから全用途地域において住居地域と同じ日影等の環境規制を行うべき。また、既存の日影規制の手法では複数の建物から日影被害を受ける場合があることから、規制手法の見直しが必要。	・用途地域の指定は、市街地における用途の混在を防ぎ、目指すべき都市像の実現に向けて、地域特性や位置付けに応じた土地利用の規制・誘導を行っていく制度です。それぞれの用途地域の目的や利便性を捉えて、形態制限等の一定の規制を行っているところです。ご案内の複合的な日影は、周辺の敷地単位による土地利用によって総合的に生じるものであり、法令に基づき一定の規制が行われております。
○4章 分野別都市づくりの方針		
おでかけ環境	16. 現在の都市計画道路は、原図・原籍がない等、正式な決定があったと言えない。また、地域の特色を壊すなど問題のある道路事業もあるため、区として都市計画道路の見直しを行い、必要に応じて東京都に働きかけるべき。	・本計画の分野別都市づくり方針における「おでかけ環境」では、「階層的な道路ネットワークの形成」として、都市計画道路に関する内容を記述しています。特定整備路線等の事業化路線や優先整備路線に選定されている都市計画道路は、東京が目指すべき将来像の実現に向け、都市の活力や防災性の強化、安全で快適な都市空間の創出などの観点から、重要性、緊急性の高い路線として事業を実施、もしくは順次事業化を行っています。 これまで東京都と特別区は、おおむね10ごとに都市計画道路の事業化計画を策定し、計画的かつ効率的に整備するため、優先的整備に取り組む路線を示す一方で、都市計画道路の必要性の検証を行い、適宜見直しも行ってきました。 また、事業化計画で優先的な路線として選定しなかった未着手の都市計画道路については、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定し、変更予定の区間や箇所をまとめてきました。今後とも東京都と特別区は協働で、必要な都市計画道路の整備を着実に進めるとともに、社会情勢の変化や道路に対するニーズを踏まえ、都市計画道路の不断の見直しを行っていきます。
	17. 車歩道分離だけが安心して歩ける環境でない。高齢者にとっても負荷が少なくスムーズに移動できる環境整備に力を尽くしてほしい。少し休めるところも欲しい。	・本計画において「おでかけしたくなる環境づくり」として「歩行環境の整備」を位置付けており、歩道の整備、バリアフリー化、ゾーン30の導入などの取組みを関係機関と連携しながら進めてまいります。
	18. 高齢者と子どもたちの安全を第一に歩道幅員を広げてほしい。	
	19. 駐輪場は、地下空間方式よりも、オートリターン方式のほうがよい。	・本計画において、利用しやすい駐輪場の整備を促進し、快適な駐輪環境を形成しますと記述しておりますが、具体の自転車駐車場の整備にあたっては、立地や施設規模等

意見の概要		区の考え方
		を考慮しながら、適切な整備内容を個別に検討してまいります。
交流を育む 魅力	20. 赤羽桜並木通りの維持管理について、地域の努力だけでは限界があるので、区が責任を持って定期的に、剪定と毛虫などの害虫駆除は行ってほしい。	・本計画において街路樹に関しては、「崖線、河川を活かしたうるおいのネットワークの継承」として、「街路空間の緑化」を位置付けており、街路樹の植栽の促進や接道部緑化などの取組みを進めてまいります。街路樹の管理については、樹種の特徴に合わせ、適正に管理する旨の表現を加えます。
	21. 公園は、子どもの遊び場、保育園児の散歩、園外保育の場、高齢者の散歩の場など、子どもや地域の人とのコミュニティの場、防災の場でもある。そうした機能を踏まえて、都市計画マスタープランにも位置付けてほしい。	・公園の持つ多様な機能性は認識しており、本計画において「交流を育む魅力」や各分野別都市づくり方針において公園に関する取組みを位置付けています。より具体的な公園の活用やみどりの形成に向けた取組みは、別途改定中の緑の基本計画や今後策定する公園総合整備構想において課題を共有し、連携し検討してまいります。
	22. 旧古河庭園、飛鳥山公園周辺については、景観形成重点地区として高さ制限を強化するなどして、高層ビルで景観が損なわれないように対策してほしい。	・本計画において景観形成重点地区や景観形成方針地区に指定されている地区に関しては、「北区らしい景観の保全・形成」として位置付けており、地区の個性的な景観づくりを進めてまいります。
	23. 自然に触れながら多世代が交流できる畑を作ってほしい。	・本計画において、農に関しては「浮間地区の取組方針」として「生産緑地の保全」を位置付けており、農に触れられる貴重な環境として保全を図ります。また、ふるさと農家体験館や自然ふれあい情報館の水田での、近隣小学生と農業体験も継続してまいります。
住環境	24. 大規模団地は、建替えや入居基準の引き下げ、継承問題などにより、世代間のバランスが著しく悪くなっている。多世代が混在できるように働きかけてほしい。また、地方に居住する親に近居してもらうために、子世帯の近所への住居の斡旋や公営住宅間の移転を検討してもらいたい。	・本計画において、大規模団地の世代のバランスに関しては「ライフステージに応じた住環境の充実」として「大規模団地の建替えや再開発を契機とした快適な住環境の形成」を位置付け、ミックスコミュニティの形成を促進してまいります。また、「家族でくらし続けられる居住環境の充実」を位置付け、三世代での同居や近居に向けた住宅の更新及び共同建替えの支援をすることとしておりますが、具体につきましては、関係機関、関連計画と連携を図ってまいります。
	25. 誰もが安心して住み続けられる多様な豊かさのあるまちについて、公営住宅の重すぎる家賃負担を軽減し、「年金だけで済み続けられる家賃制度」を確立できるよう政策転換するとともに、国民誰もが安心と豊かさを実施できる、公営住宅政策を確立してほしい。同時に、子育て・高齢者が住みやすい暮らし	・本計画においては「ライフステージに応じた住環境の充実」として位置付けております。公営住宅を含む大規模団地のありかたや民間賃貸住宅の活用とともに区営シルバーピアの建設などによる高齢者や障害者の住宅セーフティネット機能の向上、また、子育て世帯等がいきいきとくらする住環境の形成などを位置付けております。

	意見の概要	区の考え方
	しの支援制度を拡充してほしい。	<p>具体につきましては、関係機関及び関連計画と連携し様々な取り組みを進めてまいります。</p>
	<p>26. 公有地を活用して、特別養護老人ホームを増やしてほしい。また、国民年金でも入居できる補助などの制度をつくらせてほしい。あわせて、高齢者が今後増えることが予想されるので、介護施設職員などの待遇を改善し、安心して働ける場を整備してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画においては、国等の施設の大規模な土地利用転換や大規模団地の建替えの機会を捉え、都市の課題解決に資する土地の有効活用の方向性を記述しております。具体の各事業については記述しておりませんが、特別養護老人ホームについては、現在、区内に 1,172 床が整備されており、1,472 床の確保を目標としております。なお、公有地の活用については、その必要性を検討のうえ適切に対応してまいります。 ・介護保険 3 施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養医療施設）やショートステイを利用する方の食事・部屋代については、所得や資産に応じて負担軽減を行っております。 ・介護職員が安心して働けるよう、介護職員の待遇の改善に資する介護報酬のあり方等について、引き続き国や東京都へ働きかけてまいります。
	<p>27. 独居の高齢者が交流できる場づくりをしてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画では、個別具体的な交流の方策について記述しておりませんが、区では、閉じこもりがちな高齢者が、いつでも安心して交流できる「ふれあい交流サロン」を区内各高齢者あんしんセンターで実施し、参加者の交流を図ると共に、地域における見守り機能をもつ場としており、引き続き充実に図ってまいります。
	<p>28. 子どもがのびのび遊べる場を確保してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画において、「ライフステージに応じた住環境の充実」として「子どもがのびのびと育つ環境づくり」を位置付けております。子どもの健全な育成に重要である魅力ある外遊びの環境として、子どもの社会性や想像力を育み、健やかな成長の支援につながる、魅力ある遊びの環境整備を図ります。
	<p>29. 「のびのび遊べる環境のあるまち」とあるが、まず保育施設や学校があり、公園のことは、ナショナルセンターでの体力づくりのものと並列、もしくはそれより軽い扱いのように見え非常に残念である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画において公園や緑地の充実に関しては、分野別都市づくりの方針の「交流を育む魅力」として様々な取り組みを位置付けております。子どもがのびのびと育つ環境づくりにおいては、公園が重要な要素であると認識しており、「住環境」の視点からの取り組みとして記述しております。
	<p>30. 児童館から小学生の居場所を奪わないでほしい。児童館の特性やクラブに通える多様性を残してもらえると、子どもの選択肢が広がり、息を抜ける場所を選択できるのではないかな。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区では、小学生の放課後等における安全・安心な居場所を提供するため、放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）を計画的に推進し、改築中の王子第一小学校を除く全小学校に導入しました。放課後子ども

意見の概要		区の考え方
		総合プラン事業は、子どもセンター（児童館）と連携・協力しながら、児童の健全育成に努めていきます。
	31. 区民センターを地域住民の意見を取り入れつつ早期実現に尽力してほしい。	・本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、各事業の具体的な内容を細かく示しておりませんが、桐ヶ丘区民センターは令和2年度を初年度とする団地建替6期計画の中で、団地南側に整備する計画を進めています。整備を予定している区域の事業環境が整うのを待って、区としても早期に整備できるよう東京都と調整してまいります。
	32. 「■安全にくらせる住環境の形成」について、住宅のバリアフリー化に加えて、ヒートショック対策を含めた温熱環境・温度のバリアフリー化に対しても検討いただきたい。	・本計画において住宅のバリアフリー化などの考え方に関しては、「バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した安全な住環境の形成」として「安全にくらせる住環境の形成」を位置付けております。安心して快適にくらせる観点からは、ヒートショック対策を含めた温熱環境等は重要であり、具体については関連計画等と連携してまいります。
環境共生	33. 事業を主体ごとに小分けしてのアセスメント逃れを防止するため、全ての計画が完成した場合を想定した環境影響評価を現時点で行うべき。また、全ての公共事業において、区独自の環境アセスメントを行うべき。	・区では、一定規模以上の事業の実施に際し、公害の防止、自然環境、歴史的環境の保全及び景観の保持等について適正な環境配慮がなされるように、「東京都環境影響評価条例」に定められた環境アセスメント手続の趣旨に基づいたうえで、運用しております。 区内において環境に影響を及ぼすと予想される地域に含まれる事業については、北区環境審議会への諮問、北区議会への議事・報告等を経たうえで、環境保全の見地から区長意見を提出し、対応させていただいております。
	34. 「■地域エネルギーマネジメントシステムの導入」について、加えて、地域全体で省エネルギー・省CO2の推進が可能となるコージェネレーションシステムの導入や、エネルギーの面的利用の促進に対しても検討いただきたい。	・本計画においてエネルギーの面的な利用を進めいく大きな考え方に関しては、「かしこいエネルギーの活用」として「地域エネルギーマネジメントシステムの導入」を位置付けており、コージェネレーションシステムなどの取組みについても、引き続き、他自治体の事例等を参考にしつつ、検討を続けてまいります。
災害対応力	35. 区施設が入る建物は、「防災拠点となる建築物に関わる機能継続ガイドライン」、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」、「建築設備基準」等で、もっと厳しい制限に完全準拠すべき。	・本計画の分野別都市づくり方針における「災害対応」では、震災に強い市街地の形成において、防災拠点に関する内容の記述をしております。大地震時に防災拠点となる建築物は、大地震後に機能継続が必要なため、通常の建築物に比べ、より高い耐震性能が求められております。その建築物の安全性は地域の防災力で重要であると考

意見の概要	区の方	区の方
		<p>えており、防災上の重要度を考慮したうえで、建替えや改修及び業務継続に考慮した対応を行っております。今後とも当該ガイドラインを踏まえ、対応してまいります。</p>
36. 3 項道路指定を積極的に行い、老朽住宅の建替えを進めるべき。		<ul style="list-style-type: none"> ・4m未満の建築基準法第42条第3項の道路指定については、道路後退を行わない分の容積制限等の所有者への負担や、6m以上の道路への2方向の接続が必要条件となる安全上・防火上の課題のほか、これまで建築基準法第42条第2項の規定に基づき、すでに後退済の方々と公平性の観点など課題が多いと認識しております。 ・災害に強いまちづくりを進めるため、密集住宅市街地の改善につながる方策の導入については、今後も検討を深めてまいります。
37. 阪神淡路大震災では、道路整備した地区も火災にあっており、関東大震災では、耐火建築物も火災にあっており、世間で言われているほど直接的な人的被害は多くない。		<ul style="list-style-type: none"> ・本計画においては、分野別都市づくり方針「災害対応」として「震災に強い市街地の形成」を位置付けており、火災や建物倒壊を含めた総合的な災害対策を進めてまいります。
38. 建物倒壊を減らす、出火率を下げる施策をとることが、不燃領域率を上げる以上の防災的意義がある。		<ul style="list-style-type: none"> ・不燃領域率は、東京都の「防災都市づくり推進計画」で、市街地の延焼性状を評価する一つの指標として用いております。不燃領域率の算定方法及び想定出火率を用いた延焼性状との関係の考え方に関するご意見については、東京都に伝えてまいります。
39. 区の消防活動困難区域の解釈は、6m以上の道路の同一地点からでは消防活動範囲が、災害時より日常時の方が狭いという不合理なものであり、解釈を改めるべき。		<ul style="list-style-type: none"> ・沿道建築物の倒壊による道路閉塞の可能性を踏まえ、消防車通行可能道路の幅員が災害時と日常時で異なります。また、消防活動が可能な区域の根拠となるホース延長が消防車の平均であるのに対して、災害時には最大値を基準としているため、異なる区域の設定となっております。
40. 埼京線の鉄道敷脇や道路端のL字溝に送水管を設置し、避難所間の送水、沿線の消火等に使えるようにすべき。		<ul style="list-style-type: none"> ・市街地における緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動及び避難を可能とするため、幅員6メートル以上の防災上有効な道路の整備が必要と考えております。なお、埼京線の鉄道敷脇や道路のL型側溝に送水管を設置することは用地の確保等に課題があります。また、送水ポンプにつきましては、今後の参考とさせていただきます。
41. 長距離送水ポンプを防災井戸や広域避難所に設置してほしい。		
42. 災害にあった際の対処を考えるべき。火災などの後に最も怖いのは電柱の倒壊や電線のショートなどであり、対応を検討するべきである。		<ul style="list-style-type: none"> ・本計画においては、「地域の災害対応力の向上」として「震災時の避難路の確保」を位置付けており、無電柱化の推進や倒壊危険性の高いブロック塀の撤去、生け垣化、フェンス化などに取組んでまいります。

意見の概要		区の考え方
	43. 無電柱化でなく、電柱を活用した日除け幕の設置、ミスト装置や消火設備の設置、電柱間を結ぶ連結送水管の設置等をすべき。	・区では「北区無電柱化推進計画」に基づき、安全で快適な歩行空間の確保、都市防災機能の強化及び良好な都市景観の創出等、良好な住環境の形成を推進するため、無電柱化に取り組んでおります。ご意見は、電柱利活用の新たな視点として参考とさせていただきます。
	44. 防災設備を兼ね備えたデジタルサイネージを配備してほしい。	・本計画において「大規模災害の発生を前提とした事前復興」として「危険性の周知」を位置付けており、ハザードマップの見直しや各災害の危険性の周知などに取り組んでまいります。計画や事業にあたり具体的な手法等については、地区の特徴に応じ検討してまいります。
	45. 「■耐震化の促進」について、庁舎や避難所となる学校の耐震化に加えて、非常時の電源確保のため電源の多重化について検討いただきたい。	・本計画において「大規模災害の発生を前提とした事前復興」として「迅速な復旧・復興に向けた体制の強化」を位置付けており、BCP（事業継続計画）の策定や災害時に備えた訓練や準備などにおいては、電源の多重化や水の確保にも取り組んでまいります。
	46. 災害時の電気・水の確保に力をいれてほしい。	
○5章 地区別のまちづくり方針		
浮間地区	47. 浮間出張所を再設置してほしい。	・本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。そのため、各事業の具体的な内容を細かく示すものではありませんが、関係部署と連携し、これからも、新たな側面からの区民サービスの在り方を構築してまいります。
	48. 浮間地区にコミュニティバスを一刻も早く整備してほしい	・本計画においては、分野別都市づくりの方針「おでかけ環境」の中で「誰もが行きたいところに快適に行けるまち」の目標のもと、「地域公共交通の充実」を位置付けております。また、コミュニティバスの路線拡充等につきましては、今年度から着手している「地域公共交通計画」の策定の中で検討してまいります。
	49. 浮間図書館に関して再考してほしい。	・浮間図書館につきましては、北区公共施設再配置方針に基づき浮間中学校へ施設の集約化・複合化を進めてまいりました。浮間1丁目の浮間図書館は、浮間4丁目の浮間中学校複合施設内に予定どおり令和2年4月1日移転開館いたします。移転後の浮間図書館につきましては、子どもからお年寄りまで気軽に立ち寄れる身近な図書館として、現在の浮間図書館と同様にご利用をいただけるものと考えています。
	50. 水害対策として、浮間橋と新河岸橋の間に歩行者専用の橋を架けてほしい。また、救護用のゴムボートも常備する必要がある。	・本計画において「水害に強い市街地の形成」として「治水対策の推進」を位置付けておりますが、橋梁の設置に関しての計画はございません。ご意見は参考にさせていただきます。

意見の概要		区の考え方
		きます。また、計画や事業にあたり、具体的な手法等は地区の特性に応じて検討してまいります。
赤羽東地区	51. 赤羽駅周辺の駐輪対策を進めてほしい。短時間は無料の駐輪場所も検討し、駐輪代も値上げ前に戻してほしい。	・本計画において駐輪場に関しては、「おでかけしたくなる環境づくり」として「自転車走行環境の整備」を位置付けており、駐輪料金などを含めた取組みについては、具体的に事業を進めていく中で関係部署と連携し検討いたします。
	52. 志茂一丁目のうち、補助 86 号線沿線の第一種住居地域を近隣商業地域に用途変更してほしい。	・用途地域は一定の要件により定められており、その変更は、地域における土地利用方針や建物形態、配置等の基準を定めた地区計画と同時に行うことを原則としていますが、都市計画事業の完了などを契機とする場合は、別途用途変更の検討が行えるとしております。
	53. 子育て世代の定住を目指しているのであれば、赤羽駅前の喫煙所による受動喫煙の状況を改善してほしい。	・本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、各事業の具体的な内容を細かく示しておりませんが、区では赤羽駅前だけではなく、区内の指定喫煙場所について、たばこの煙や臭い、受動喫煙を心配するご意見が多く寄せられております。一方で、喫煙場所を移設や撤去した場合、駅周辺では人通りが多く、歩きたばこによる火傷の危険性や吸殻のポイ捨ての増加につながる懸念されます。そのため、赤羽駅西口駅前広場及び南口駅東側路上の喫煙場所はパーテーションを設置していきます。 また、JR 赤羽駅東口駅前の喫煙場所については立地条件等により現状ではパーテーション設置などが難しいため、喫煙マナーの向上や啓発について、より強化するとともに、今後、環境改善の取組も行っていきます。
赤羽西地区	54. 都営桐ヶ丘団地内を南北に、桐ヶ丘郷小学校から桐ヶ丘中央公園を通る区道の整備計画は、高齢者の安全や樹木の伐採も行わないよう見直してほしい。	・本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、各事業の具体的な内容を細かく示しておりませんが、当該区道は、団地内居住者を中心に、日常生活の主軸となる道路として、また災害時の避難や支援の際のネットワークを担う道路として整備を図ることとしています。道路整備にあたっては、交通安全の視点はもとより、環境への配慮も可能なかぎり検討してまいります。
	55. 赤羽台東小跡地の児童相談所建設に伴い、専門職の職員の育成を早急に進めてほしい。また児童相談所と保護施設は一緒ではない方が保護出来るのではないか。	・本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、各事業の具体的な内容を細かく示しておりませんが、区では一時保護所については、児童相談所等との複合化による整備を検討しております。児童相談所

意見の概要	区の方針	区の方針
		<p>と併設することにより、一時保護中の子どもについて、児童福祉司によるきめ細かい面接を行うことができ、子どもの置かれている身体的・心理的状況に応じた援助を行うことができると考えております。</p> <p>一方で、家庭や子どもの状況によっては、区内の一時保護所で保護をすることが適切でないこともあり、東京都や他区の一時保護所に保護を依頼する必要がある場合も想定しております。</p> <p>引き続き、東京都及び他区と連携協力を図り、子どもの最善の利益を守る施設整備となるよう検討するとともに職員の育成を図ってまいります。</p>
56. 桐ヶ丘団地に欠かせないコープや団地診療所の建て替えのために区有地など区としても確保して誘致してほしい。		<ul style="list-style-type: none"> 本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、各事業の具体的な内容を細かく示しておりませんが、今後の桐ヶ丘団地の建替え計画では、団地南側に東京都が主体となって商業・福祉・医療の生活利便機能を集積させ、団地居住者をはじめ周辺地域の生活利便性を向上させることとしています。
57. 桐ヶ丘団地建て替えと合わせて実施するとしていた桐ヶ丘郷小学校の建て替えを東京都と協議し早急に実施してほしい。		<ul style="list-style-type: none"> 本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、各事業の具体的な内容を細かく示しておりませんが、区では個別の改築校については、現在策定中の「北区立小・中学校長寿命化計画」等に基づき、原則として建築年次の古い学校から、地域バランスや児童生徒数の推移等を総合的に検討したうえで決定してまいります。桐ヶ丘郷小の改築・改修計画が具体化した際には、良好な教育環境を確保できるよう努めてまいります。
58. 環状7号線は、横断歩道が少なく、地域を分断している。		<ul style="list-style-type: none"> 環状7号線は、主要な幹線道路として区内でも有数の交通量があり、横断歩道や横断歩道橋が設置されております。関係機関と連携し、安全な歩行者通行環境づくりに取り組んでまいります。
59. 安心して遊べる赤羽自然観察公園と赤羽スポーツの森公園の間に補助86号線を通すことは、湧水や草地などの自然を破壊し、騒音・振動・排気ガス・交通事故の発生につながる。また、地域を分断し、景観を損なうため反対である。決定時から長期間が経過し、交通量の減少など地域の状況が変化している。住民の意見を聞き、他に税金を使うべき。また、延焼遮断帯などの災害対応に寄与するとは考えられず、トンネルは洪水を呼び込む。		<ul style="list-style-type: none"> 特定整備路線に選定されております補助86号線については、延焼遮断帯の形成のほか、災害時の緊急避難路や救援活動のための空間確保等、木造住宅密集地域の防災性を向上させるうえで、極めて重要な取り組みであると認識しております。 ご指摘の区間については現在、東京都により道路の設計検討が行われていますが、あわせて湧水や動植物の生息等の自然環境調査を実施しており、区としても自然環境にできるかぎり配慮した対応を引き続き求めていきます。

意見の概要		区の考え方
	60. 東日本大震災で家が半壊した事から、道路拡幅の予定について確認した上で、住宅を建て替えたが、補助 86 号線の道路拡幅事業が具体化された。ローンを残したまま立ち退きすることになるので、このまま拡張しないでいただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定整備路線に選定されております補助 86 号線については、延焼遮断帯の形成のほか、災害時の緊急避難路や救援活動のための空間確保等、木造住宅密集地域の防災性を向上させるうえで、極めて重要な取組みであると認識しております。 ・なお、事業実施にあたっては、関係者の生活再建等の実情など、丁寧な説明と地元の理解と協力を得ながら整備が進められるよう、東京都と連携し取組んでまいります。
	61. 道路整備よりも、現状の改善をしてほしい。自然災害対策や歩道拡幅による歩行者の安全対策、カメラの設置などによる防犯対策を行ってほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画においては、自然災害対策として「災害対応」、歩行者の安全対策として「おでかけ環境」、防犯対策として「住環境」を位置付けており、関係部署と連携し取組んでまいります。
	62. 赤羽西 1～6 丁目や、西が丘の多くにおいて、最寄りの赤羽駅までのアクセスが悪いが、近隣の食料品や日用品を購入できるお店がなくなってしまうことから、赤羽駅周辺まで買い物に行かなくてはならず大変。徒歩 5 分程度で行ける商業施設があるとよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。そのため、特定地区の具体的な内容を細かく示すものではありませんが、「歩いて買物にいける身近な商店街の魅力・活力の向上」として「空き店舗を活用した商店街の活性化」や「地域資源と商店街の連携による地域の魅力向上」を位置付けております。
王子東地区	63. 126 頁「王子南出口」は「王子南出入口」に修正したほうがよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を踏まえて表現を修正します。
	64. 区役所は水害や地震のリスクの低い高台に建設してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎に関しては、ご意見にあるような災害対応の視点も含め、計画予定地で今後具体的に検討してまいります。
王子西地区	65. 西ヶ原一里塚の保全に尽力した渋沢栄一のゆかりを活かしたまちづくりを行う北区が、十条富士塚を削るのは矛盾している。	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに十条富士塚については、東京都北区文化財保護条例に基づく審議会に図りながら確認を行ってまいりました。現状の十条富士塚は、崩落の危険があることから一度解体し、安全性を高めた形で元の形状を基に再整備いたします。また、富士横丁で削られた部分は記録などが無くどのような形状であったか不明であるため、復元が難しいことから現状の十条富士塚の形状で再整備いたします。
	66. 十条駅周辺を都市中心拠点として位置付け、土地の高度利用や市街地再開発、埼京線の高架化、地区内を分断する 7 3 号線の建設などを推進することは、まちの「にぎわいとやすらぎ」の共存する北区らしさ、十条らしさのある環境を破壊することになる。再開発により既設商店の衰退、地元民の生活圧迫、若者の定住者減、通	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画の「土地利用の基本方針」による「拠点育成の基本方針」においては、十条・東十条は、駅周辺まちづくり事業を推進し、まちの魅力を保ちながら都市としての利便性・安全性を確保することで「地域のくらしを支える商業・生活拠点」の形成を図ることとしております。十条まちづくり基本構想において「にぎわいとやすらぎを奏でるまち—十条」を

	意見の概要	区の考え方
	<p>学混雑の部分的な解消、風害、日照・電波障害、不均衡な景観等が発生。古くから住みなれた人々を立ち退かせ、大改造後のイメージとして良くなるイメージがわからないこの計画は中止すべき。居住の権利は守られるべきで、修復型のまちづくりを行い、都市計画は見直すべき。</p>	<p>まちの将来像として位置付け、駅周辺エリアについては、にぎわいの拠点の形成エリアとして各種事業を展開することとしております。</p> <p>再開発事業及び鉄道立体交差事業等により、東西市街地が一体となった「にぎわいの拠点」を形成してまいります。</p>
	<p>67. 中高層住宅は社会的・医学的問題点が指摘されているが、再開発では、十条駅西口の様に税制、法律等から中高層居住を強制されることになる。行政として要望の出されている個別利用区制度の導入等を行うべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再開発事業は、都市再開発法に基づき適切に事業が進められており、区としても事業者である再開発組合を支援し、連携を図りながら事業推進に努めてまいります。
	<p>68. 十条駅西口市街地再開発などの十条の各種まちづくりは、理解を深め合意形成を図るとしながら、責任ある役職にある区職員までウソ情報を流したり、質問者の数を減らして、手続きを進めている。再開発は協働のまちづくりの手法としてふさわしくないでやめるべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 十条地区まちづくり全体協議会は、十条地区に存在する地元町会・自治会、商店街会、PTA等を中心に十条地区のまちづくりの方向性を協議することにより、相互に理解を深め、十条地区のまちづくりの円滑な推進に資することを目的としております。区といたしましては、十条地区まちづくり基本構想における「区民とともに行うまちづくり」の方針に基づき、幹事会や各ブロック部会において十条地区の各種まちづくりの取組みを報告し参加者と意見交換するなど、相互理解に努めております。
	<p>69. 十条まちづくり協議会は町会長たちにより構成される幹事会が決定の場であり、ブロック部会は単なる報告の場となっており、問題の原因である。</p>	
	<p>70. 十条は、環状7号線、補助83号線、補助85号線に囲まれ、中心部への車の流入が制限されていることから歩行者の流れを生み、まちのにぎわいとやすらぎの源泉となっている。中心部への車の流入を制限すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在の十条駅周辺は、自動車、自転車や歩行者の交通が輻輳する状況が頻繁に見られ、交通安全面において課題となっています。 今後、駅前広場を中心ににぎわいの拠点を形成するとともに、歩行空間の確保などにより、回遊性が高く、にぎわいの拠点にふさわしい商業圏の形成を目指してまいります。
	<p>71. 補助85号線の拡幅の必要性を示す際には、ピーク時の歩行者数を用いている一方で、十条駅西口の駅前広場の設計の際には平均的か検証できない1日の利用者数を用いているのはダブルスタンダードではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東京都の「防災都市づくり推進計画」において、十条駅周辺は、重点整備地域に位置付けられており、補助85号線は一般延焼遮断帯に位置付けられております。そのため、首都直下地震の切迫性なども踏まえ、補助85号線は早期に整備していく必要があります。また、補助85号線は、第4次事業化計画の優先整備路線にも位置づけられております。
	<p>72. 補助85号線の歩道幅員は今のままでも想定歩行者数がスムーズに通行できることから拡幅は不要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者環境につきましては、それぞれの目的に応じて整備されるものと考えております。
	<p>73. 十条駅付近の連続立体交差化について、今回の都市計画マスタープラン</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープラン2010において、埼京線は「鉄道の立体交差化」とし

	意見の概要	区の方考え方
	<p>改定前は地下化を前提として計画されていたが、それを無視して高架化と鉄道付属道路の都市計画決定がなされた。大企業や JR、行政なら無原則に何を行ってもよいのであれば、都市計画マスタープランを策定する意味がない。</p>	<p>ており、地下化を前提としておりません。区といたしましては、いずれの事業も適正な手続きを経て都市計画決定されたものと考えております。本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、各事業の具体的な内容を示すものではありませんが、区の都市計画に関する取組みは、都市計画マスタープランに基づき進めていきます。</p>
	<p>74. 十条駅付近の連続立体交差化について、東京都が環境アセスメントで測定した地点は、高架化による鉄道騒音の改善が大きく見込まれるところばかりであり、また、鉄道付属街路の東側沿道を中心として、鉄道騒音が悪化する所が広がっている事が判明しており、鉄道改良法に違反していることから高架化の見直しを都に申し入れるべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都の環境影響評価書は、連続立体交差事業の実施が周辺環境に及ぼす直接的な影響について、調査、予測及び評価をしたものです。環境影響評価の手続きは、東京都環境影響評価条例及びその他の関係法令等に基づき適切に実施されているとのこととです。
	<p>75. 鉄道付属街路と環状 7 号線の合流部は鋭角かつ急勾配となり交通安全やバリアフリーの観点から問題があり、政令に違反している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道付属街路（側道）の構造につきましては、関係する諸法令規則および規格に準拠するとともに、今後、交通管理者である警察等の関係機関と協議して決定いたします。
	<p>76. 十条駅西口地区自転車駐輪場計画は大径木のケヤキを伐採するものになっており地区計画に違反している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・十条駅西口地区の地区計画においては、都市計画との整合を図るとともに、緑豊かな街並みを形成するため、既存樹木の生育状況等も勘案し、緑化を推進してまいります。
	<p>77. 十条駅に新設される駐輪場は地下になると聞いたが、力のない人には上げ下げが出来ないので、自転車の上げ下ろしにエレベーターを使うなど検討してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・十条駅西口駅前広場の地下に整備する自転車駐輪場につきましては、出入口のスロープに上りを補助するベルトコンベアを設置する等の利便性を考慮した計画となっております。
<p>滝野川東地区</p>	<p>78. 補助 91 号線の整備計画は近年の歩行者にやさしいまちづくり、防災の観点から廃止すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助 91 号線は、北区の台地と低地を結び、隅田川を渡り足立区に至る路線です。東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）での検証において、都市の活力や防災性の強化などの観点から必要性を確認しており、将来的に整備を図っていくべきものと考えています。
	<p>79. 尾久駅・上中里駅の交通結節機能の向上は、歩行者道に目を向けるべき。歩行者がスムーズに明治通り（尾久駅）から上中里駅まで歩ける道を整備すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画では尾久、上中里両駅ごとの交通結節機能の向上を位置付け、相互の連携については、都市計画道路を想定しています。「鉄道操車場の長期的な土地利用方針の検討」として位置付けており、歩行者のための新たな動線の整備など、今後の開発動向を注視してまいります。
	<p>80. 尾久車両センターの縮小・整理を JR 東日本と進めるべき。特に梶原踏切が東西を分断している。</p>	

意見の概要		区の方考え方
○6章 構想の実現に向けた方策		
多様な主体による協働の都市づくりの推進	81. 北区の計画進捗は遅いので、数カ月以内に1度マスタープランに対してのレビューを行い、広報誌やWebで公表するなど、マスタープランの進捗状況を見える化してほしい。	・北区基本計画に基づく行政評価を活用し、本マスタープランに関連する施策や事業について定期的に評価・検証することで、都市づくり・まちづくりの進捗管理を行い、必要に応じて施策・事業の見直しを行います。
	82. 地元の小学生に街の歴史を学ばせることを計画に盛り込んでほしい。	・本計画では、「多様な主体による協働の都市づくり・まちづくりの推進」における教育機関への期待として、都市づくり・まちづくりに関する授業の実施などを位置付けております。
	83. 区民にこの都市計画マスタープランの内容を知ってもらい、理解できるように周知するために、冊子をつくるなど具体的な取組を実施してほしい。	・本編の他に概要版を作成し、無償配布するとともにホームページに掲載し、周知を図ります。
	84. まちづくり条例が必要。	・本計画におきましては、「『人と人のつながり』をまちの魅力要素として捉え、多様な主体同士のつながりを活かした協働によるまちづくりを推進する。」としています。こうした考え方は、まちづくり条例の主旨とも合致しているものととらえております。
	85. まちづくり等においては、現状維持を含めた複数案を提示し、その中から住民が選択できるようにすべき。	・本計画では「多様な主体による協働の都市づくり・まちづくりの推進」において、各主体への期待を示している通り、区民の皆さまをはじめ多様な主体との協働を推進するとしています。様々な手法の中から地域の特性に応じて適切に取組み、合意形成に努めてまいります。
	86. 町会や自治会への加入率が低下しており、一般住民や個人の意見は反映されていない。町会長や自治会長、役員らの同意により住民の合意が得られたとするこれまでのやり方を見直すべき。	
○その他		
観光案内所	87. 尾久駅前の観光案内所について、地域に愛着を持ち積極的に案内してくれる方をスタッフとして配置してほしい。	・本計画は区の都市計画の基本的な方針を示すものであり、具体的な個別施設の運営等の考え方は整理していませんが、関係部署と連携し検討してまいります。
他の計画との関連性	88. 他の関連する計画に対して積極的に働きかけを行うマスタープランであってほしい。	・本計画におきましては、関連する計画を所管する担当課と協議し、内容を定めてまいりました。また、他の計画を策定する際には、本計画の内容を踏まえた都市計画の視点から意見を伝えており、今後も連携や協議を継続してまいります。
羽田空港飛行ルート	89. 羽田空港の飛行ルートを変更して市街地の上を飛ばせるのは、落下物や事故の危険があり反対。	・羽田空港における新飛行経路の運用開始につきましては、国が国会をはじめとする国政の場において十分な検討を経たうえで、国の事業として国の責任において適切に判断した結果と受け止めています。

意見の概要		区の考え方
		一方で、本区上空を飛行する以上は、区民の安全が確保されていることが最低条件と考え、これまでも、落下物防止策の徹底や航空機騒音低減に向けた更なる取り組みなどを国に要請してまいりましたが、引き続き国に対し、安全対策の実施と強化を求めて参ります。
意見への反映	90. 素案に対する住民意見に対して、議論が十分でないといった指摘であるにもかかわらず、その意見への対応は～で整理済みというのでは、意見を聞く意味がない。	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるものですが、区では、本計画以外にも各分野の計画を策定しています。計画の策定には、関連計画との整合を図り、各関係部署ではより専門的な検討を行ってまいりました。本計画では「都市づくりを取り巻く社会情勢」として近年の傾向を踏まえた上で計画を取りまとめています。また、検討の際には、区の都市計画審議会をはじめ、専門部会を設置し、学識経験者や公募委員、各団体の代表の皆さまからもご意見をいただき審議をしてまいりました。今後も、社会経済情勢などの変化に対応していくため、必要に応じて部分的な見直しを行うとともに、10年程度ごとに全体の見直しを行っていきます。
計画の見直し	91. 北区と協力関係にある東洋大の野澤千絵教授や山崎亮といった先進的研究を行っている人の研究成果を取り入れてマスタープランを作り直し、まちづくりを行うべき。	
まちづくりの推進手段	92. 高齢者にとっては住環境の変化が健康にも深刻な影響を与えうることから、強制性のない手段によるまちづくりにすべき。	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決や実情に応じて、改造型や修復型等のまちづくり手法を選定するものと考えておりますが、いずれの場合においても、区と区民の協力による協働のまちづくりを推進してまいります。
掲示板	93. 老朽化し劣化した掲示板は全て機能性のある新しいものを設置していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 風雨対策と板の劣化を防ぐため、令和元年度から新たにアクリル引き戸付き掲示板を導入いたしました。引き続き区内の設置状況を把握しながら、区掲示板の建替えに取り組んでまいります。
区民事務所	94. 相談できる窓口のある区民事務所の分室を復活してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。そのため、各事業の具体的な内容を細かく示すものではありませんが、関係部署と連携し、これからも、新たな側面からの区民サービスの在り方を構築してまいります。